

【経理担当者必携】 企業会計原則 7つの基本 完全ガイド

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年3月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

【経理担当者必携】 企業会計原則 7つの基本 完全ガイド

企業会計原則について

企業会計原則とは、企業が会計処理を行う際に遵守すべき基準です。1949年に公表されて以来、日本の会計実務の「憲法」として、公正な決算書（財務諸表）の作成を支えてきました。現在は国際的な会計基準（IFRS等）への収斂が進んでいますが、依然としてあらゆる会計理論の基礎となっています。

企業会計は、最も根本的な前提である「会計公準」を土台に、本原則が構成されています。

区分	内容
会計公準	企業実体の公準（企業と所有者の分離）、継続企業の公準（倒産せず続く前提）、貨幣的測定の公準（円などの通貨で記録）
一般原則	全ての会計処理に共通する最高規範（7つの原則）
損益計算書原則	収益と費用の計上ルール
貸借対照表原則	資産・負債・純資産（資本）の計上ルール

【経理担当者必携】 企業会計原則 7つの基本 完全ガイド

7つの一般原則（最高規範）

実務上、特に重要なのが以下の7つの原則です。

1. **真実性の原則**：不正や利益操作をせず、真実な報告を行う。 ※絶対的真実ではなく、認められた複数の処理法から選択する「相対的真実」を指す。
2. **正規の簿記の原則**：全ての取引を網羅的・客観的・秩序正しく記録する。
3. **資本取引・損益取引区分の原則**：資本（株主からの出資等）と損益（営業活動の成果）を混同せず、維持すべき資本と分配可能な利益を明確に分ける。
4. **明瞭性の原則**：利害関係者が判断を誤らないよう、財務諸表を分かりやすく表示し、重要な事項を注記する。
5. **継続性の原則**：一度採用した会計処理は、正当な理由なく変更してはならない。利益操作を防止し、期間比較を可能にするため。
6. **保守主義の原則**：企業の財政を危うくする恐れがある場合、収益は慎重に、費用や損失は早めに計上し、健全な処理を行う。
7. **単一性の原則**：目的（税務署用、銀行用等）によって異なる形式の財務諸表を作る場合でも、元となる会計記録は一つでなければならない。

【経理担当者必携】企業会計原則7つの基本 完全ガイド

企業会計原則の法的拘束力

企業会計原則自体は法律ではありませんが、会社法や金融商品取引法における「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として参照されます。これに反した処理は、結果として法令違反（粉飾決算等）に繋がり、刑事罰や行政処分の対象となるリスクがあります。

現在は、企業会計基準委員会（ASBJ）が策定する個別の「企業会計基準」や、グローバル展開企業向けの「IFRS（国際会計基準）」が実務の指針となっています。

現在は「企業会計原則」とASBJの「企業会計基準」に内容の矛盾が生じた場合は、新しく設定されたASBJの「企業会計基準」が優先して適用されるというルールがあります。